

(公印省略)
三消第1000号
令和8年1月16日

各 区 長 様

三木市消防長
大 東 成 吉

林野火災注意報及び林野火災警報の運用開始について

寒中の候、貴職におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災予防を目的として火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されました。

この林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合、火災予防条例に基づき火の使用に制限がかかります。

つきましては、同条例に基づく火の使用制限の趣旨を御理解いただき、林野火災防止への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

三木市消防署 警防課
担当 大村・寺西
電話 89-0172
FAX 89-0174

**令和8年1月1日から
林野火災注意報・林野火災警報が施行されました。**

【改正理由】

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、総務省消防庁が開催した検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされました。

これを踏まえ、国から令和7年8月29日付で火災予防条例の一部改正について通知があり、当市においてもこの通知に基づき、三木市火災予防条例を改正し「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を制定することとなりました。

林野火災注意報及び林野火災警報について

《Q & A》

Q： 林野火災注意報と林野火災警報はどのような時に発令されるのか？

A : 林野火災注意報

1月から5月の期間において、前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下かつ乾燥注意報が発表された時に発令されます。

林野火災警報

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された時に発令されます。

Q： 林野火災注意報と林野火災警報が発令されている時は、あぜ焼きはできないのか？

A : 林野火災警報発令時は、火の使用が制限され、あぜ焼きを実施することはできません。

また、林野火災注意報発令時は、火の使用制限は努力義務となりますので、あぜ焼きは控えていただくようお願

いします。

Q： 対象区域とはどのようなものか？

A： 三木市内でも各地区によって気象状況が違うため「4つの区域」に分け、発令地域を指定しています。

(発令の対象区域)

- ①三木・三木南・別所
- ②志染・自由が丘・緑が丘・青山
- ③細川・口吉川
- ④吉川

Q： 林野火災注意報・林野火災警報の発令を知る方法は？

A： 消防署のホームページ、防災メール及び災害案内ダイヤル【自動音声：(0794) 82-7310・(0794) 82-7311】のほか、各市立公民館や消防署への問い合わせでお知らせします。また、消防車での巡回広報も実施します。

Q： 林野火災注意報・林野火災警報が発令されていない区域では、あぜ焼きを実施することは可能か？

A： 可能です。

Q： 林野火災注意報・林野火災警報が発令されている時に、あぜ焼きを行うと罰則はあるのか？

A： 林野火災注意報発令時は、火の使用制限が努力義務となり罰則はありません。

林野火災警報発令時は、火の使用（あぜ焼き）に対し罰則の適用となります。（※30万円以下の罰金又は拘留）

三木市消防署 警防課

T E L : 0794-89-0172 (直通)

F A X : 0794-89-0174

E-mail:keibo@city.miki.lg.jp